



KATORI

令和4年7月13日
千葉県香取市

香取市物価高騰対策農業者支援金及び 香取市物価高騰対策中小企業支援金について

コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける農業者・事業者に対し、事業活動の負担軽減を図るため、支援金を支給します。

なお、香取市物価高騰対策農業者支援金と香取市物価高騰対策中小企業支援金の両方を申請することはできません。

【香取市物価高騰対策農業者支援金】

1. 支給対象者

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 農業を営んでいる証明ができること。(確定申告書の農業収入等で確認)
- (3) 今後も農業経営を継続する意欲があること。

2. 支給額

一農業経営者につき3万円(申請は一回限りです。)

3. 申請受付期間

令和4年7月20日(水)から令和4年9月30日(金)まで
※原則郵送申請(持参も可)

4. 問い合わせ

香取市生活経済部農政課 課長 角田

TEL: 0478-50-1258

【香取市物価高騰対策中小企業支援金】

1. 支給対象者

以下の要件に該当する中小企業者(個人事業主含む)とします。



(1) 中小企業者(個人事業主を含む)のうち、法人の場合は、法人税確定申告書別表一に記載された納税地が香取市であること、または代表者住所が香取市であること。個人事業主の場合は、香取市に住所を有すること

(2) 令和4年1月1日の確定申告において、年間収入(売上)があること。

(3) 今後も継続して市内で事業活動を行う意思があること。等

※詳細はホームページをご覧ください。

2. 支給額

一事業者につき3万円(申請は一回限りです。)

3. 申請受付期間

令和4年7月20日(水)から令和4年9月30日(金)まで

※原則郵送申請(持参も可)

4. 問い合わせ

香取市生活経済部商工観光課 課長 高安

TEL: 0478-50-1234